自主的避難等対象区域(いわき市)において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成30年1月から同年12月までの営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成20年度から平成22年度までの3年間(それぞれ期間は前年6月から当年5月まで)の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として7割を乗じて算定した損害額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人有限会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目 営業損害(逸失利益)

金4, 994, 850円

- (2) 期間 (上記(1)について) 自 平成30年1月1日 / 至 平成30年12月31日
- 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項(1)記載の損害項目及び同(2)記載の期間に対する和解金として金4,994,850円の支払義務があることを認める。

3 支払方法 (省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目(同項(2)記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名(記名)押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年2月12日

(仲介委員 角田 淳)